



独立行政法人
国際協力機構

第16・17回国際協力機構債券

JICA債

写真提供:今村健志朗、奥野安彦、久野真一、菅原アラセ

第16回国際協力機構債券 年限 6年 利率 年0.30% (税引前)

第17回国際協力機構債券 年限 10年 利率 年0.72% (税引前)

募集要項

年限	6年	10年
発行価格	額面100円につき金100円	
お申し込み単位	10万円単位	
お申し込み期間	平成24年12月10日～平成24年12月25日	
払込日	平成24年12月26日	
利払日	毎年6月26日及び12月26日／年2回	
償還日	平成30年12月26日	平成34年12月26日

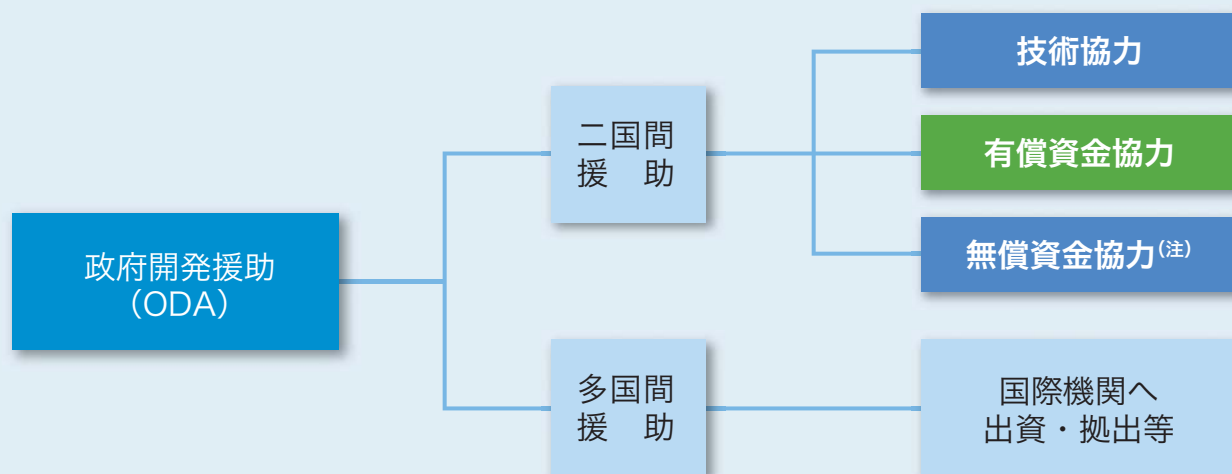
- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の価格は金利変動等に対応して上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。
また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- 本債券のお申し込みにあたっては、取扱金融商品取引業者にてお渡する債券内容説明書 証券情報の部及び契約締結前交付書面等をよくお読み下さい。

裏面を必ずご覧ください。

JICA債～日本と開発途上国を結ぶ架け橋として～

国際協力機構 (JICA)とは

日本政府の政府開発援助 (ODA) の一元的な実施機関として、開発途上国への国際協力を行っています



(注) 外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除く

JICAの主要3事業

技術協力

開発途上国の人材育成、制度構築のために、専門家の派遣、必要な機材の供与、開発途上国人材の日本での研修などを行うもの

有償資金協力

低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国に必要な資金を貸し付けて、開発途上国の発展への取り組みを支援する援助方法

無償資金協力

所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに開発資金を供与するもの

- JICA債にて調達された資金は、全額が有償資金協力業務に充当されます
- 本債券への投資は、開発途上国への援助などの国際的/社会的貢献へと繋がります
- 本債券の元利金は、JICAの信用力に基づいて支払われるものであり、JICAが行う開発途上国への個別の出融資の結果に直接の影響を受けるものではありません

- **財投機関債**：JICA債は、財政投融資を活用している特殊法人や独立行政法人等が発行する財投機関債に該当し、政府保証は付されていない
- **一般担保付債券**：JICA債は、独立行政法人国際協力機構法第32条6項に基づいた一般担保付債券。一般担保付債券の購入者は、各発行体の設立根拠法に定めるところにより、発行体の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有している

取扱金融商品取引業者

商号等／登録番号	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○